

貯 法 室温保存、密閉容器

承認指令書番号 元動薬第1698号

## 動物用医薬品

## スルファメトキサゾール・トリメトプリム配合剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

## エス・ティー散4M「KS」

## 【本質の説明又は製造方法】

本剤は、スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする飼料添加剤です。

## 【成分及び分量】

本品150 g中

有効成分	含量
スルファメトキサゾール	20g
トリメトプリム	4g

## 【効能又は効果】

適応症

豚：大腸菌による細菌性下痢症、豚胸膜肺炎

## 【用法及び用量】

対象動物：豚（生後4月を超えるものを除く。）

大腸菌による細菌性下痢症：飼料1t当たり本剤を1.25～2.5kgの割合に均一に混ぜて、5日間経口投与する。

豚胸膜肺炎：飼料1t当たり本剤を0.5～1.25kgの割合に均一に混ぜて、7日間経口投与する。

## 【使用上の注意】

（基本的事項）

## 1.守らなければならないこと

（一般的注意）

- ・本剤は、要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は、效能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
- ・本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚（生後4月を超えるものを除く。）

：食用に供するためにと殺する前7日間

## （使用者に対する注意）

- ・本剤の取扱い時には、保護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。

## （取扱い及び廃棄のための注意）

- ・使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

## 2.使用に際して気を付けること

（使用者に対する注意）

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

（豚に関する注意）

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

## （専門的事項）

## ① 副作用

- ・本剤の有効成分であるスルファメトキサゾールは、実験動物で骨髄細胞の増殖阻害を起こすという文献があるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合は使用を中止すること。

## ② 重要な基本的注意

- ・本剤の使用に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し適応症の治療上必要な最小限の投与に止めること。

## ③ その他の注意

- ・本剤の有効成分であるトリメトプリムは、実験動物で催奇形性が認められている。

## （薬理学的情報等）

（薬物動態）

・豚に本剤をスルファメトキサゾール及びトリメトプリムとして、下記の量を強制経口投与した場合の薬物動態パラメーターを次表に示す。

薬剤	投薬量 (mg/kg)	t <sub>max</sub> (時間)	C <sub>max</sub> (μg/mL)	AUC (μg·hr/mL)
スルファメトキサゾール	14.3	2～4	16.7	121
トリメトプリム	2.86	2～4	1.24	7.12

## （薬効薬理）

・微生物体内においてスルファメトキサゾールはρ-アミノ安息香酸に拮抗してジヒドロ葉酸の産生を阻害し、トリメトプリムはジヒドロ葉酸レダクターゼを阻害してテトラヒドロ葉酸の合成を阻害することで抗菌作用を現す。  
作用機序の異なる葉酸合成拮抗薬を用いることにより相乗効果となる。

## 【包装】

20kg

## 【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術

〒102-0073

東京都千代田区九段北一丁目11番5号

TEL:03-3264-7559

製造販売業者

**共立製薬株式会社**  
東京都千代田区九段南 1-6-5

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。